郵政民営化法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十九号

郵政民営化法施行令の一部を改正する政令

内閣は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百七条第一号イ、第百三十七条第一号及び第百五十八条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「千万円」を「千三百万円」に改める。

第六条第一項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「三百万円」を「千万円」に改め、同条第三項第一号中「であって、その効力発生後四年を経過したもの」を削り、「から三百万円」を「から千万円」に、「合計額が三百万円」を「合計額が千万円」に、「は三百万円」を「は千万円」に改め、同号ロ中「三百万円」を「千万円」に改める。

第十一条第一項第一号中「であって、その効力発生後四年を経過したもの」を削り、同条第二項第二号中「次に掲げる者に限る。）」を削り、「三百万円（被保険者がイに掲げる者であり、かつ、その合計額が三百万円に満たないときはその合計額、被保険者がロに掲げる者であるときは三百万円」を「、千万円」に、「（その合計額が三百万円」を「（その合計額が千万円」に、「）を」を「）を」に改め、同号イ及びロを削る。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　山本　早苗

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二条第十号イ及び第十一号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「九億九千万円」を「十二億円」に改める。

第二条中「八千七百七十七億五千六百七十七万四千円」を「九千三百九十五億四千四百五十六万四千円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣　安倍　晋三

医療法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十一号

医療法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、医療法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十四号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

医療法の一部を改正する法律の施行期日は平成二十九年四月二日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十八年九月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

法務大臣　岩城　光英

財務大臣　麻生　太郎

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医療法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十二号

医療法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、医療法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第十条及び関係法律の規定に基づき、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）を実施するため、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第三条）
第二章　経過措置（第四条）
附則